

3章 世襲保護・新規参入阻害社会から、世襲排除・新規参入促進社会へ

都市研究センター研究員
久繁 哲之介

格差問題が国会や論壇で重要課題として議論されている。格差の議論は、規制緩和（構造改革）の是非に置換されることが多く、踏み込んだ意見や施策立案には至りにくい傾向がある。なぜなら、是の立場から論じると「格差放置」と判断され、非の立場から論じると「国策である構造改革への反対者」と判断されることを恐れるからであろう。

日本の規制緩和は1989年の日米構造協定を契機に1997年の日米規制緩和対話を経て、国内大資本の賛同を得て推進されてきた。規制緩和を要求し続けてきたのは国内外の大資本である。彼ら大資本は規制緩和の恩恵から「高収益市場と安い労働力」を得て、強者としての立場や収益力を高めている。その一方で、国内小資本産業衰退やワーキングプア増加など多くの「弱者」を生んだ。強者は富み、弱者は衰弱する構図は2章で指摘したとおりである。

格差の解消は、無理もしくは不要という指摘がある。しかし、国民の「格差への不満」は解消もしくは緩和する努めは必要である。では、格差への不満の温床はどこにあるのか。本人の努力ではどうにも対応できない「親の職業・資産」による格差であろう。この指摘は論壇でも活発である。例えば、「論争・中流崩壊（中公新書ラクレ）」では次のように論じられている。

野口悠紀夫氏と和田秀樹氏の対談より
（敬称略）

野口 「私が最も強く言いたいことは、日本も新しい勢力が古い勢力を打ち倒せる社会になってほしいということです。実は、相続税の問題もそこに関わります。「相続税を安く」という主張は古い勢力の生き残りを助けることとなります。」

和田 「相続税で思い出したのですが、背筋が寒くなるような体験を紹介します。ちょうどバブルの頃に、有名私立中学向けの進学塾に通う子供が電車の中で「お父さんは東大を出たけれど、こんな電車に乗って会社に通わなければならない。どうせ土地を持つてる奴らには勝てないよ」という話をしていた（中略）現実には80年代の後半から学力低下が目立つようになってきた。（中略）日本の資産承継システムは問題が多く、たとえば介護を負擔するのは社会なのに、資産は子供だけが当然のように相続している。私は俗風会という老人専門の病院に勤めていたので、本当にこの問題を実感しています。ろくに介護もせずに病院や特別養護老人ホームに親を放り込み、亡くなったとたんに子供たちが集まって遺産相続の喧嘩を始めるようなことがしょっちゅうあるんです。この介護問題に対して、私が考えた第一の解決策は相続税をうんと高くして、親を引き取ったり介護した子供にだけ介護減税をつける。第二に、介護を公的制度化するかわりに相続税をうんと高くする。」

金子勝氏の論文より

1995年のSSM(社会階層と社会流動性)調査のデータに基づく社会学者の不平等分析も相次いでいる。(中略)なかでも重要な指摘は、資産格差と社会的流動性の低下である。社会的流動性の低下を平たく言うと、医者の子は医者、官僚子は官僚(中略)といった具合に階層が固定化する現象を指す。(中略)しかし何といても象徴的なのは国会議員だ。いまや世襲議員は143人を数え、議員の3割を占める。この国は、いつの間にか北朝鮮のような世襲制の国になっている。

「格差は親(の職業・資産)次第」という国民の不満を解消・緩和するため、都市政策で対応可能な施策を以下に提案したい。

日本の都市部では、テニスクラブやゴルフ練習場の閉鎖が相次いでいる。ある調査によれば、民間テニス施設数は1996年の約2200から2002年には約1700に減少した。6年間で施設数にして500、割合にして2割強のテニスクラブが閉鎖した。この傾向は今も続いている。その主な理由は土地税制にある。テニスコートなど「更地」には、多くの自治体が固定資産税と相続税に最高税率を課している。かたや、宅地とオフィスや商店街など事業用地の税率は驚くほど優遇されている。「シャッター商店街」が様々な支援を受けながら今も多く存続する理由の一つは、「事業承継税制」等を悪用した個人の節税対策にある。

事業承継税制は400㎡までの事業用地の評価額を20%に減額して優遇する措置である。例えば、評価額3億円の商店用地400㎡

を相続人1人が相続する場合、20%減額値は基礎控除内となり相続税が免除される。一方、同じ土地をテニスコート(更地)で相続人1人が相続する場合、7900万円の相続税が課される。現行税制は公益性と公平性に著しく欠けている。同じ評価額3億円の土地であっても、市民に「憩いと交流の場」を提供するテニスコートで相続する者には更地評価の7900万円の相続税を課すのに、個人的な節税目的の為にシャッターを閉じた商店で相続する者には相続税を免除する。公益性と都市活性化の観点から課税方法は逆が望ましい。つまり、市民に憩いと交流を提供する施設には事業承継税制を適用する。個人的な節税目的のシャッター商店街には更地としての税制を課す。特に後者は極めて重要である。節税目的に残存する中心市街地シャッター商店街は世襲が不可能となり、中心市街地は意欲ある新しい担い手により活性化する。「中心市街地衰退、郊外発展」現象は商業の担い手との観点から見れば、新規参入排除社会(中心市街地)は衰退し、新規参入が容易な社会(郊外)は発展することを示す象徴でもある。

上記提案の理念は「世襲排除、新規参入促進」社会の実現にある。これは都市活性化に止まらず、日本経済活性化にも必要である。なぜなら、現在の「世襲保護、新規参入排除」社会は「格差は親(の職業・資産)次第」など格差問題の温床だからである。

【引用文献】

「論争・中流崩壊(中公新書ラクレ2001)」